

鳥取県若桜町の事例紹介

若桜町役場農山村整備課
課長補佐 大石幸司

若桜町の紹介

人口 2,941人
世帯数 1,292世帯
(令和4年1月1日現在)



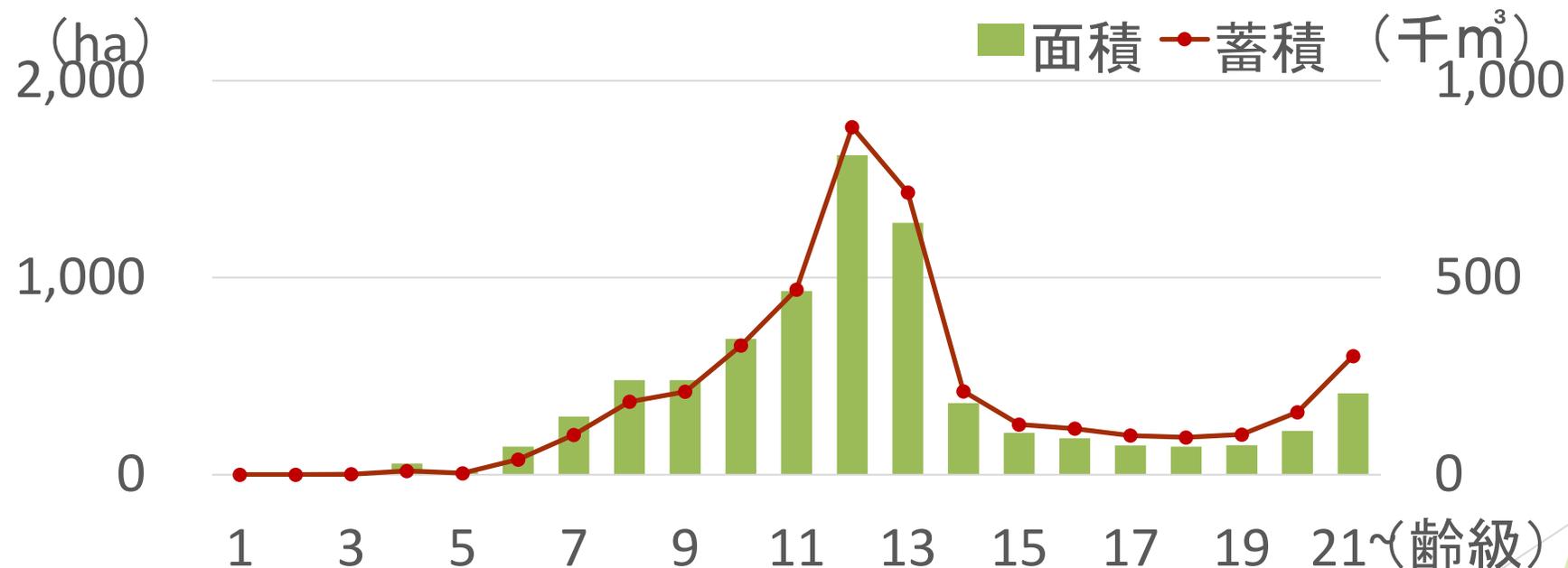
若桜町の森林資源

面積：19,918ha

林野面積18,873ha (95%)

民有林13,798ha (69%)

人工林7,939ha (40%)



本町の森林（人工林）の年齢別面積と蓄積量（2019年度）

蓄積は人工林約400万m³。成長量は約5万m³／年

若桜町の素材生産量



素材生産量の推移

| 項目 | 目標 (R10) | 現状 (R1) |
|-------|------------------|------------------------------------|
| 木材生産量 | 3万m ³ | 2.0万m ³ /年 (成長量の42%) |

本町の木材流通体制

森林組合



(A・B・C材)

町内林業事業体



(A・B・C材)

町内建設業者 (林業参入)

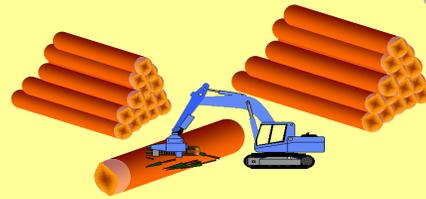


(A・B・C材)

若桜素材生産共同体

【町内製材所(チップ工場含む。)】

<仕分け作業>



製材ライン (A材)

チップライン (C材)

合板工場(B材)



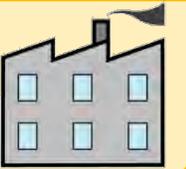
(原木)

町外需要者



(製材)

町内工務店



(製材)

町外発電所



(チップ°)

町内宿泊施設



若桜町の林務実施体制

| 年度 | 課名 | 内容（所掌業務、林務担当人員） |
|-------|--------|--|
| 令和元年度 | 農林建設課 | <ul style="list-style-type: none"> ・農林畜水産 ・再生可能エネルギー ・土木・上下水道 ・住宅・地籍 16名 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <林業振興室> 林務職員：2名 林業、森林土木、有害鳥獣 ジビ工、再エネ </div> |
| 令和2年度 | 〃 | 〃 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <林業振興室> 林務職員：3名 林業、森林土木、有害鳥獣 ジビ工、再エネ </div> 16名 |
| 令和3年度 | 農山村整備課 | <ul style="list-style-type: none"> ・農林畜水産 ・再生可能エネルギー 6名 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 林務職員：2名 林業、森林土木、有害鳥獣 ジビ工、再エネ </div> |

本日説明する内容

- 1 公道沿いの森林整備
- 2 森林経営管理法を活用した取組事例
 - (1) 制度の活用方針
 - (2) 取組内容
 - (3) 共有者不明森林の特例措置
- 3 制度に対する感想等

本日説明する内容

- 1 公道沿いの森林整備
- 2 森林経営管理法を活用した取組事例
 - (1) 制度の活用方針
 - (2) 取組内容
 - (3) 共有者不明森林の特例措置
- 3 制度に対する感想等

1 公道沿いの森林整備

施策の位置付け

○若桜町森林（もり）づくり条例（平成31年4月）



○わかさ森林づくりビジョン（令和3年3月）

基本
方針

②

経済利用と環境保全を両立した持続的な
森林経営管理の実現を目指します。



基本施策・主な取組

林業経営適地での徹底した木材生産の推進

- ・ 素材生産を目的とした森林整備の推進
- ・ 幹線となる路網整備の推進
- ・ 集落の協働を促した集約化の推進

みんなで取り組む環境保全モデル林等の整備推進

- ・ 公道沿いの森林整備の推進
- ・ 町民参画による針葉樹林の針広混交林や広葉樹林化の推進

新規施策
(R2～)

1 公道沿いの森林整備

森林環境譲与税の令和3年度使途計画

R3年度交付額（予定） 22,900千円

| 区分 | 予算（千円） |
|---------------------------|--------|
| 担い手対策 | 270 |
| 新たな森林管理システム（公道沿いの森林整備含む。） | 4,600 |
| 林道 | 4,620 |
| 森林作業路網 | 5,000 |
| 基金積立（木造公共） | 5,000 |
| その他 | 3,410 |

道路管理行為との棲み分け

森林の多面的機能を増進することで、森林に起因する災害を未然に防止。

| 項目 | 緊急伐採型 | 森林機能増進型 |
|-----------|--------------------------|-------------------------------|
| 伐採の緊急性 | 有り | 無し |
| 整備内容 | 単木または複数本の伐採 | 一定の面積での森林整備 (間伐、主伐) |
| 実施者 (発注者) | 道路管理者等 | 若桜町 (林務担当) |
| 事業スキーム | 道路法第44条又は第68条 に基づく措置等 | 町管理事業 (森林環境譲与税充当) |

道路管理者等が対応

林務施策として実施

公道沿いでの災害事例



令和2年12月17日 若桜町諸鹿

重たい雪質の降雪が継続したことによって倒木が発生。

倒木が原因で電柱が折損し、県道が封鎖。

以奥の集落が停電、孤立した。

【鳥取県東部】

○倒木が原因の長時間停電

→ 33件

○送配電設備への倒木箇所

→ 300箇所

事業スキーム

迅速に対応するため、2通りのパターンで事業を展開

| 事業種別 | 実施主体 | 町の役割 |
|------------------|-------|---|
| 町管理事業 (町営事業) | 若桜町 | <ul style="list-style-type: none">・ 森林所有者との交渉・ 関係機関との調整・ 事業の発注、執行管理 |
| 森林整備事業 (補助事業) | 林業事業者 | <ul style="list-style-type: none">・ <u>実施希望箇所の林業事業者への情報提供</u>・ <u>森林所有者への協力依頼</u>・ 補助金（補助率95%※）による林業事業者の支援 <p>※国・県の補助金を町が独自嵩上げ。</p> |

1 公道沿いの森林整備

R3年度実施予定箇所

② 来見野地区（森林整備事業）【県道沿い】

④ 三倉地区（森林整備事業）【林道沿い】

① 岩屋堂地区（町営事業）【国道沿い】

③ 加地地区（森林整備事業）【町道沿い】

凡 例

赤字

町管理事業

青字

森林整備事業

1 公道沿いの森林整備 現地写真

①岩屋堂地区【国道沿い】



②来見野地区【県道沿い】



③加地地区【町道沿い】



④三倉地区【林道沿い】



1 公道沿いの森林整備

整備前後の対比写真

(若桜町岩屋堂地区)



整備前



整備後

本日説明する内容

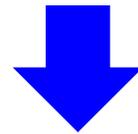
- 1 公道沿いの森林整備
- 2 森林経営管理法を活用した取組事例
 - (1) 制度の活用方針
 - (2) 取組内容
 - (3) 共有者不明森林の特例措置
- 3 感想、課題

<方針>

- 経済林・・・生産活動としての森林施業は、民間で活発な動き
⇒森林経営計画を主軸とした林業経営を支援
- 環境林・・・町民の安全・安心な暮らしに寄与する森林管理を強化
⇒民間での実施が困難な森林について制度の活用を検討

スタートアップとして、

- 役場でのノウハウの蓄積及び町民への周知・理解増進を兼ね、
他の林務施策と連携したモデル事業として制度を試行する。



『公道沿いの森林整備』

×

『森林経営管理制度』

本日説明する内容

- 1 公道沿いの森林整備
- 2 **森林経営管理法を活用した取組事例**
 - (1) 制度の活用方針
 - (2) 取組内容**
 - (3) 共有者不明森林の特例措置
- 3 制度に対する感想等

2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容

岩屋堂地区（国道29号線沿い）の概要

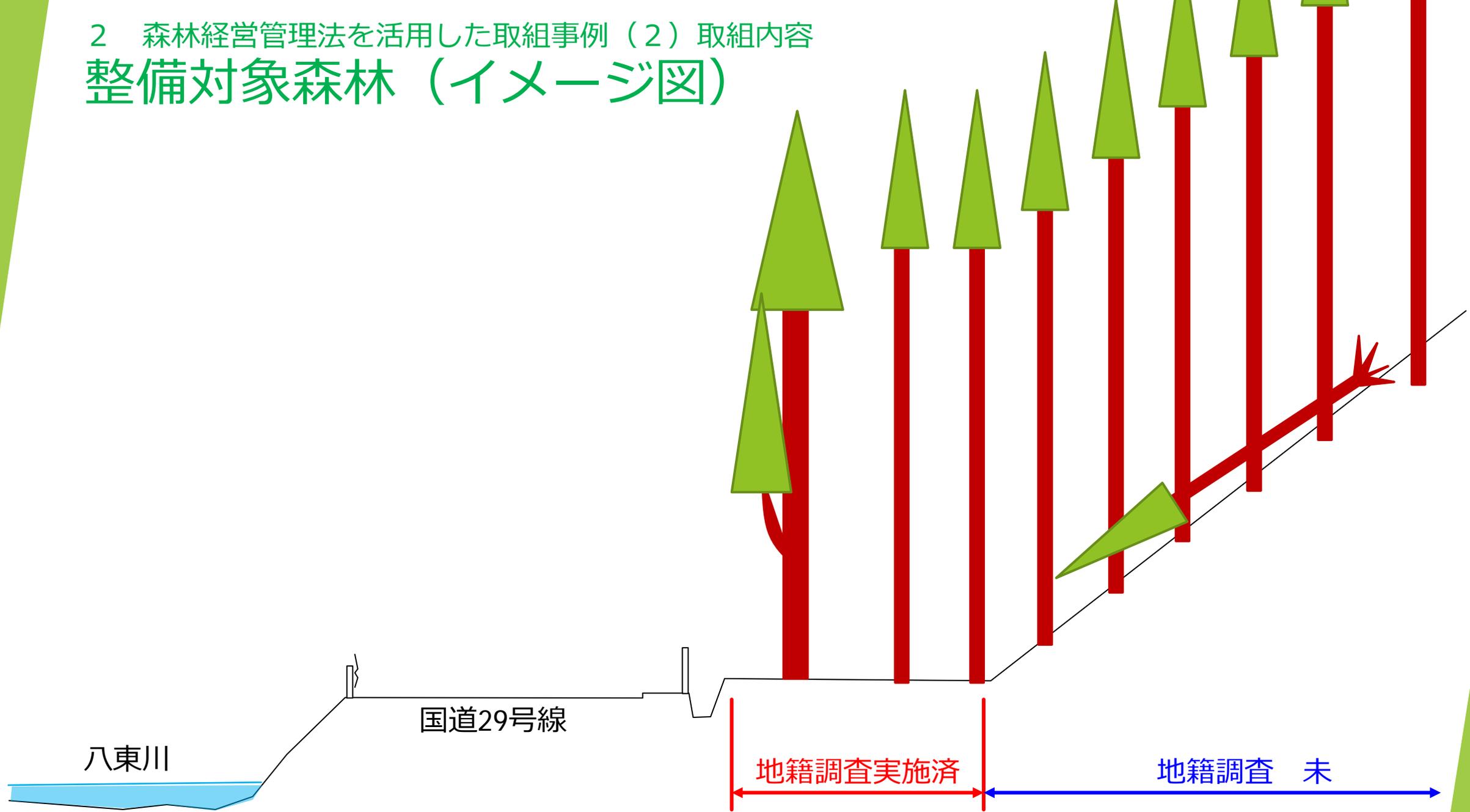


道路沿いの林内では倒木もみられる。



町を通貫する国道29号線は、町民の生活や観光を支える重要なインフラ

2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容 整備対象森林（イメージ図）



2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容

岩屋堂地区

集積計画による
町管理事業を予定

地域森林計画外の森林
☞R2年度に伐採済み

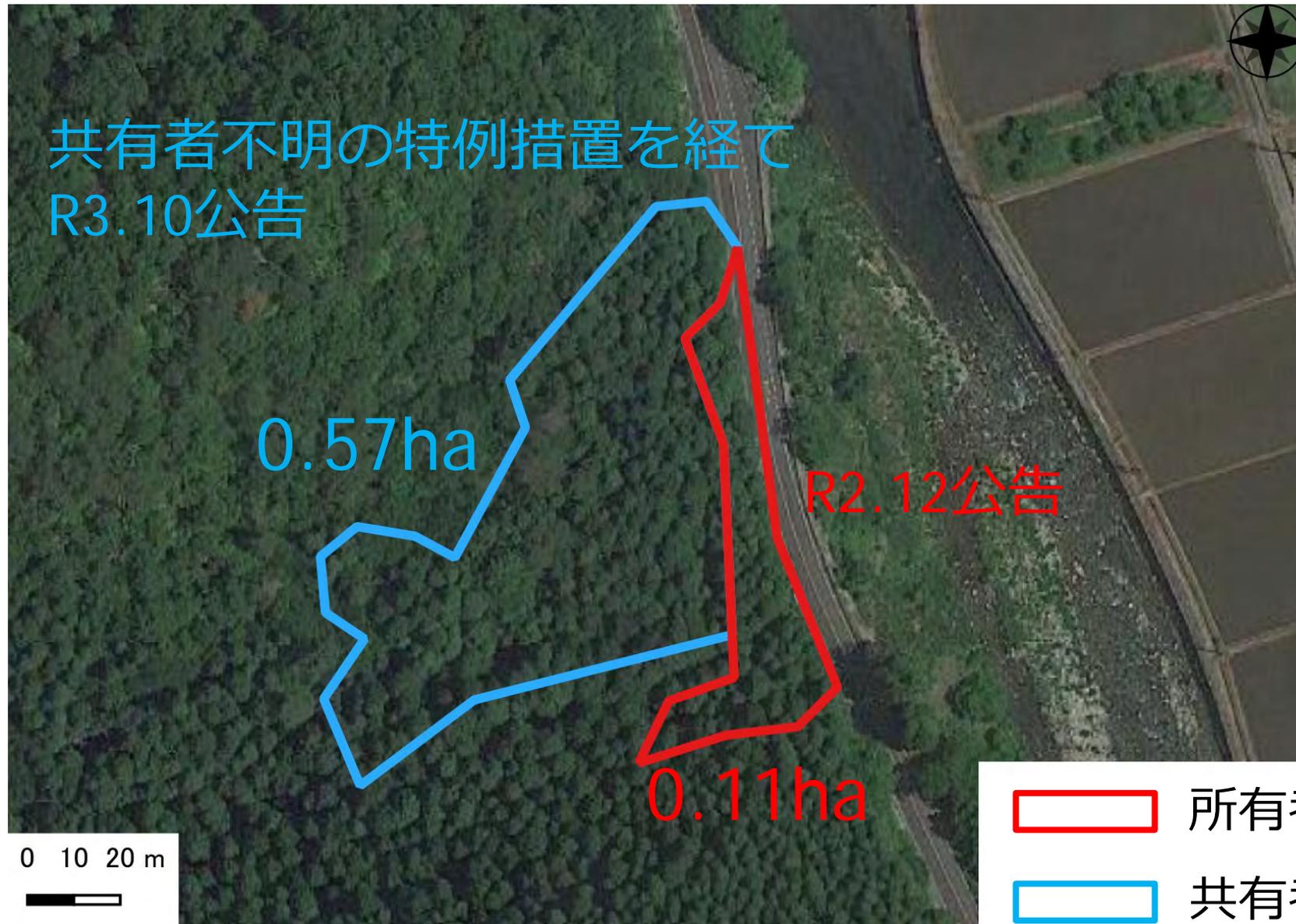


整備前



整備後

2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容 集積計画対象森林（航空写真）



-  所有者確知森林（5筆）
-  共有者不明森林（1筆）

2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容

集積計画の内容

| 事項 | 平坦地の森林 | 斜面の森林 |
|-------------|---|---|
| 存続期間 | 15年間 | 15年間 |
| 実施する経営管理の内容 | 間伐等を 2回以上 、年2回の巡視 ※ 弱度間伐2回を想定 ※ 状況によっては主伐も可とする | 間伐等を 1回以上 、年2回の巡視 ※ 強度間伐1回を想定 ※ 状況によっては主伐も可とする |
| 費用負担 | 市町村が全額負担 | 市町村が全額負担 |
| 利益還元 | 収益があっても費用に充てることとし、還元はしない | 収益があっても費用に充てることとし、還元はしない |

2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容 進め方

一部の森林で特例措置を活用

事前準備

- ・ 岩屋堂地区で検討していた公道沿いの森林整備に着目
 - ・ 森林経営管理制度のモデル事業としての連携を検討
- ⇒ 施業履歴、森林経営計画の樹立予定もなく、双方の事業の親和性が高いと判断し、森林経営管理制度のモデル事業として決定。

意向調査の説明会

意向調査

公道沿いの森林を含む同じ大字の森林を対象に実施。
※森林経営計画樹立済みの林班は除く。
※とりまとめは、受託者（森林組合）が実施。

【公道沿いの森林】
集積計画を検討

【公道沿いの森林以外】
事業優先度から保留

相続人調査

現地調査（立木調査・境界明確化） ※委託

相続人調査の結果を踏まえ、集積計画の策定範囲を確定し実施。

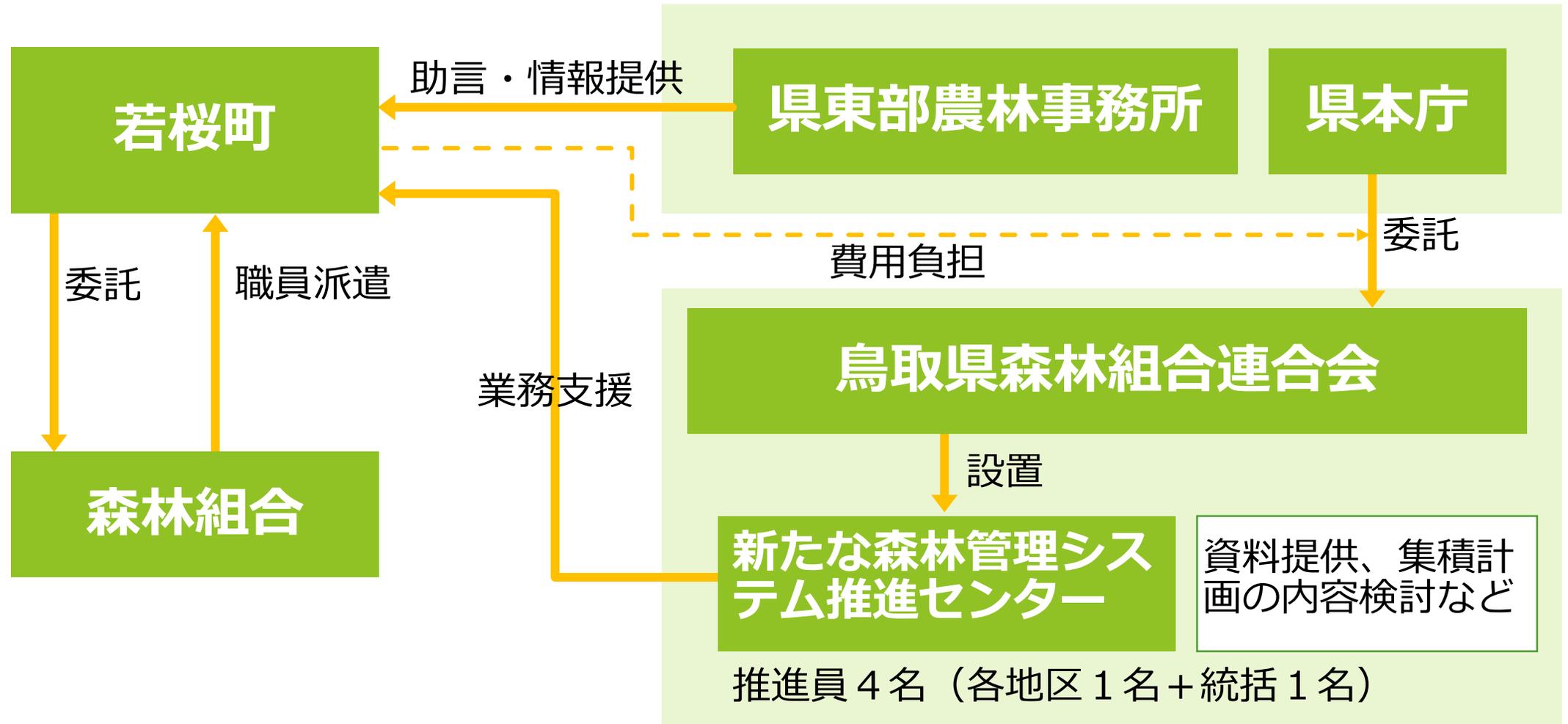
集積計画案の作成 ※委託

集積計画の素案を推進員が作成。
同意取得は町と受託者（森林組合）で分担し対応。

集積計画の公告

市町村森林経営管理事業

実施体制



2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容 各機関の支援内容

鳥取県東部農林事務所八頭事務所普及員

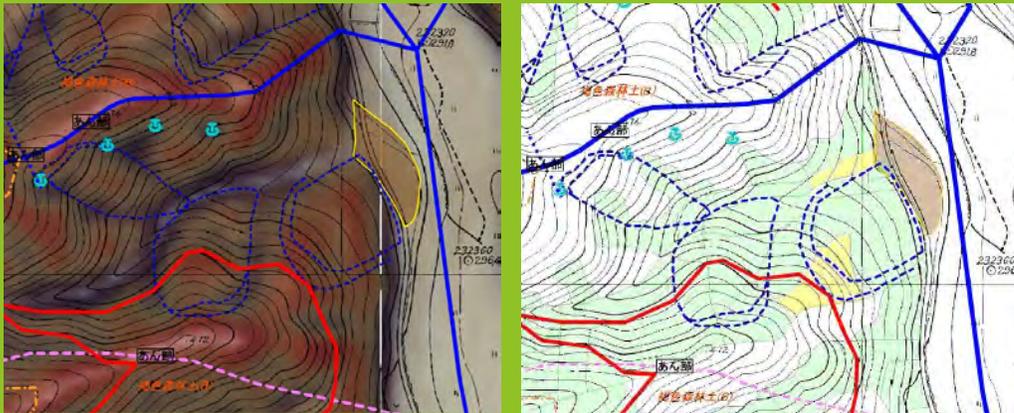
■ 森林経営管理制度出前説明会（R1.9.29）



- ・ 新たな森林経営管理制度の説明

〈対象〉
要望のあった4地区

■ 山地災害リスクの地形分析



- ・ CS立体図等による地形分析の情報提供

鳥取県林業試験場

■ 「山地災害リスクを考慮した森林整備」 研修会（R3.9.27）

- ・ 山地災害リスクに配慮した森林整備のあり方を説明

根系を考慮した災害に強い森林施業の考え方

保育(適地適育)

- ◆ 崩壊リスクが高い場所(移動体、押し出し部中央、若しくは全体)に、健全な木が育つように施業する。
- ◆ 特に押し出し部中央には必ず木を残し、要木として育成する。

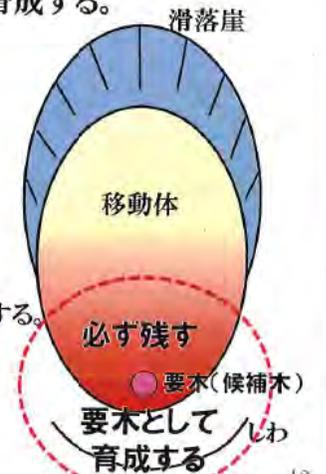
例えば…

除伐: 移動体の圧縮域に生育する木(要木候補木)は伐採しない
高木性の樹種は積極的に残す

間伐: 移動体の圧縮域中央の要木は伐採せず、大きく育てる。
移動体下部中央の要木は大きくても、曲がっていても残す。



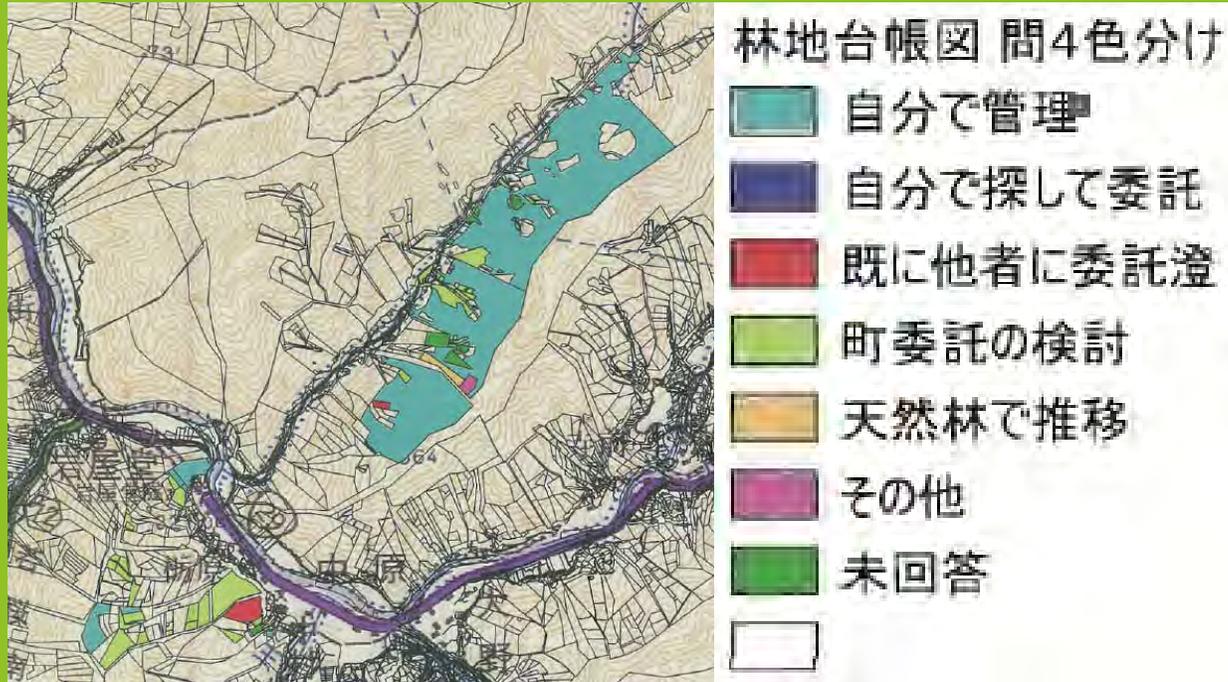
「木がでないか?」との視点をもって選木する。
残れば要木を育成(植栽)する。



2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容 各機関の主な支援内容

新たな森林管理システム推進センター

・意向調査結果の可視化作業（GISによる地図化）



- ・現地検討、境界明確化への参画
- ・集積計画案の作成支援

森林組合

- ・『地域林政支援活動業務』に基づく職員派遣
→意向調査の実施支援
 - ・意向調査地元説明会の参画
 - ・意向調査結果のとりまとめ
 - ・境界明確化の実施



未来の森林づくりアドバイザー

※鳥取県が設置した市町村要請に基づく専門家（法律、経営、林業など）派遣制度

- ・法定相続人の整理に係る業務支援（司法書士の派遣）

地域林政支援活動業務（受託者 森林組合）

<契約書抜粋>

（業務内容）

第2条 本契約における地域林政支援活動とは、次の各号に示すものとする。

- （1）新たな森林管理システムの実施支援
（意向調査の実施、集積計画の作成等）
- （2）路網業務の実施支援（小規模災害の測量設計等）
- （3）境界明確化の実施支援（境界測量、電子データの作成等）
- （4）その他甲乙協議のうえ決定したもの

本日説明する内容

- 1 公道沿いの森林整備
- 2 森林経営管理法を活用した取組事例**
 - (1) 制度の活用方針
 - (2) 取組内容
 - (3) 共有者不明森林の特例措置**
- 3 制度に対する感想等

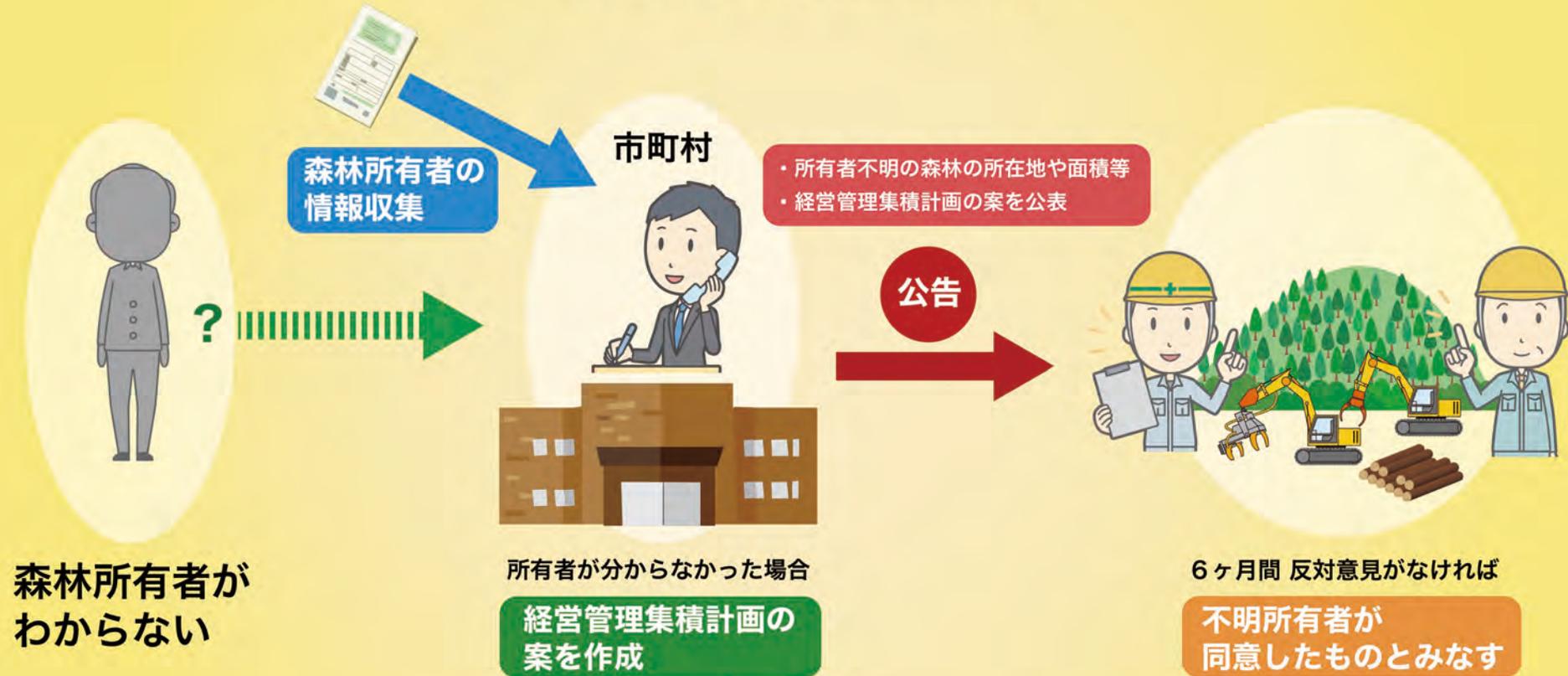
共有者不明森林

共有者（登記名義人）は6名。
うち5名は明治期に登記が行われたままの状態。
→相続人の探索を開始。



2 森林経営管理法を活用した取組事例（4）共有者不明森林の特例措置 特例措置の概要

所有者不明森林の特例



相続人の探索

○地籍調査で整理された所有者情報を活用
→新規の戸籍等の取得件数は13件
(町内8件、町外5件)



○町で整理した所有者情報をもとに、司法書士
(アドバイザー)と法定相続人を診断。



○登記名義人6名のうち5名については、
町内在住の相続人(全部または一部)を確知。

森林所有者の整理

★：未確知の所有者あり

| 登記名義人 | 第1次の相続 | 第2次の相続 |
|-------|-----------------------------|----------------------|
| A | 家督相続により子aに相続 (ただし、死亡) | 地元に残る孫1名を確知 →同意取得 |
| B | 家督相続により子bに相続 (ただし、死亡) | 地元に残る孫1名を確知 →同意取得 |
| C | 配偶者と子9人に相続と推定 (ただし、全員死亡) | 地元に残る孫1名を確知 →同意取得 |
| D | 配偶者に遺産相続と推定 (ただし、死亡) | 甥に相続と推定 →甥の相続人が不明 |
| E | 家督相続により子eに相続 (存命) →同意取得済 | — |
| F | 配偶者に相続 (存命) →同意取得済 | — |

A・B・Cの同意者 ⇒自らの同意をもって権利設定して構わないとの意向。

特例措置の経過

| 日付 | 内容 |
|------------|---|
| 令和3年3月17日 | 法第11条の共有者不明森林の特例を公告 |
| 令和3年10月7日 | 経営管理集積計画を公告 |
| 令和3年11月29日 | 公道沿いの森林整備に係る伐採業務を契約 (工期：令和4年2月28日まで) |

本日説明する内容

- 1 公道沿いの森林整備
- 2 森林経営管理法を活用した取組事例
 - (1) 制度の活用方針
 - (2) 取組内容
 - (3) 共有者不明森林の特例措置
- 3 制度に対する感想等**

3 制度に対する感想等

- 取組を実現するための1つのツールとして有効。
- 特例措置（みなし同意）の利用可能性は大。
- 意向調査は有意義。市町村のストレスにならない工夫も必要。
- 森林管理の実行力に配慮した制度の見直しが望ましい。

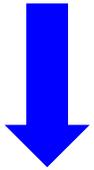
3 制度に対する感想等

今後の取組

『〇〇〇〇』

×

『森林経営管理制度』



例えば

- ・ 棚田の景観保全林整備
 - ・ 町民の森整備
- など . . .

ご清聴ありがとうございました。